㈭　架設工法が「送出し」であること。
同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、技術者の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。
・最大支間長が73.7m以上の施工実績を有すること。
・架橋位置が河川であること。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び簡易技術資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　上記１⑵に示す工事に特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合、その構成員は、単体有資格業者として入札に参加することはできない。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書等により、以下１）に示す一次審査を実施し、一次選抜者以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑷の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、一次選抜者に追加する。

②　一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者で、詳細技術資料を提出した者のうち、一次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回らない者によって提出された技術提案書及び賃上げ表明書（以下「技術提案書等」という。）により、以下２）に示す二次審査を実施する。

③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④　以下⑥２）㈠㈨の技術提案書等により最大64点の加算点を与える。

⑤　以下⑥２）㈠の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥　標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査における簡易技術資料及び二次審査時に確認する詳細技術資料の評価項目

一次審査の評価項目は、以下の項目㈠から㈠のとおりである。

㈠　技術者の能力に関する事項

㈠　企業の能力に関する事項

※最大30点の評価点とする。

２）二次審査における施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

二次審査の評価及び審査項目は、以下の項目㈠から㈨のとおりであり、詳細技術資料及び技術提案書等を提出した者を対象に実施する。ただし、一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

㈠　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㈠　性能等の評価に関する事項

ⅰ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案
・「鋼箱桁の桁間内側における防食性向上対策」について

ⅱ　ＤＸに関する技術提案
・「架設時の安全性向上の取組内容及び想定される効果」について

ⅲ　ＤＸに関する技術提案
・「架設時の施工管理効率性向上の取組内容及び想定される効果」について

㈨　賃上げの実施に関する事項

⑵　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）
メールアドレス　cbr-keiyaku@mlit.go.jp

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、「電子入札システム」により入札説明書等を交付する。
入札説明書等の交付期間：別表１①のとおり。
但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は電子メールで提出すること。
電子入札システムによる受付期間：別表１②のとおり。
申請書等のファイル容量が、10ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。
紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
提出場所：上記⑴に同じ。

⑷　競争参加資格の確認、一次審査結果通知
競争参加資格の確認及び一次審査は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、別表１③に示す期日までに、競争参加資格の確認結果と一次審査に係わる評価の結果を電子入札システムにより通知する。
なお、上記により競争参加資格有りと通知された場合でも、二次審査において技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。二次審査により競争参加資格無しとなった場合は、以下⑹により通知する。

⑸　技術提案書等・詳細技術資料の提出期間、場所及び方法　技術提案書等・詳細技術資料の提出場所及び方法は、技術提案書等・詳細技術資料を入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子メールにより、上記⑴に提出すること。
電子メールによる受付期間：別表１④のとおり。
技術提案書等・詳細技術資料のファイル容量が大きく、電子メールにより送信出来ない場合については、入札説明書による。

⑹　二次審査における技術提案の採否等、競争参加資格無しの場合の通知　二次審査における指定テーマに対する技術提案の採否については、別表１⑤に記載の日までに電子メールにより通知する。ただし、一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。
なお、二次審査において技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。二次審査により競争参加資格無しとなった場合は、技術提案の採否と併せて電子メールにより通知する。